

胃がん検診精密検査医療機関登録の要件

1 設備等（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 上部消化管内視鏡検査（組織診含む）が実施できること。
- (2) 組織診検査が実施できること。但し、実施可能な他の医療・検査機関への委託も可能とする。

2 人的配置（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 精密検査を担当する医師は、消化器疾患診療について十分な経験・研修歴を有しており、内視鏡検査に習熟した医師（日本消化器内視鏡学会の専門医、日本消化器がん検診学会の認定医もしくは総合認定医、消化器病専門医等の資格を有する医師が望ましい。）が対応できること。
- (2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。
- (3) 精密検査を担当する医師は、上部消化管内視鏡検査の臨床例が年間 50 例以上、又は過去 5 年間の累計症例数が 150 例以上であることが望ましい。

3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に胃がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、以下の研修会等のいずれかに 2 年に 1 回以上参加することを要件とする。可能であれば毎年参加することが望ましい。
 - ①長崎県がん検診精度管理医師等研修会（e-learning も含む）
 - ②上記の他、県胃がん委員会で別に認められた研修会等
 - ③次の(ア)～(イ)に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会
 - (ア)日本消化器内視鏡学会
 - (イ)日本消化器がん検診学会
 - (ウ)日本消化器病学会
 - (エ)日本消化器外科学会
- (2) (1) を満たさない医師が精密検査を実施する場合は、(1) を満たす医師と内部で相談・指導体制を構築し、実施するものとする。
- (3) (1) の研修会等参加者は、受講証、参加証等（コピーで可）を提出すること。

4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- (2) 発見胃がんに関して、県胃がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。
- (3) 県胃がん委員会より要請があった場合、精検症例を県胃がん委員会等に提出して討議できること。